

2. 見直し項目一覧

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
第3章 主な施策テーマと地区別まちづくり計画					
第1 総合的な土地利用の誘導に関する地区別まちづくり計画					
表1__崖線南側地区					
P.7	修正	①土地区画整理事業の推進(城山南地区、下新田地区)	【以下に修正】 ①土地区画整理事業の推進(城山南地区、下新田地区) ※完了	事業完了(平成26年度城山南地区、27年度下新田地区)	
土地利用計画図					
P.13	修正		矢川駅南地区の住宅・商業複合地の網掛けを3・3・15号線計画線まで広げる	・地域におけるまちづくりの進捗 ・都市マス第2次改訂版との整合	
P.13	修正		中央自動車道、都市計画道路3・3・15号線、市道南第26号線に囲まれた地区の住宅・工業共存地の網掛けを低層住宅地及び低中層住宅地に変更する	都市マス第2次改訂版との整合	
第2 都市基盤の整備に関するまちづくり計画					
1. 地区別市街地整備の推進__富士見台四丁目地区					
P.15	修正	矢川上土地区画整理事業として都市計画決定されていますが、事業が進展していないため、基盤整備の方向性を検討し、基盤整備の計画づくりを推進します。	【以下に修正】 矢川上土地区画整理事業が都市計画決定されていますが、事業が進展していないため、あらためて土地区画整理事業の見直しや地区計画等の制度活用など、基盤整備の方向性を検討します。	・都市マス第2次改訂版との整合 ・区画整理の見直し、地区計画制度の活用に向けた取り組みの推進	
1. 地区別市街地整備の推進__崖線北側地区					
P.15	修正	谷保駅及び矢川駅の周辺は、都市計画マスタープランにおける土地利用の方針として地域拠点として位置付けられていることから、谷保駅南地域及び矢川駅南地域については土地区画整理事業や市街地再開発事業等による基盤の整備、赤道の付替交換による基盤整備の検討を進めます。 また、JR南武線の踏切対策については、南武線連続立体交差化事業の進捗も踏まえ、今後東京都の踏切対策基本方針に基づき、東京都、隣接市、鉄道事業者等の関係者間の連携を図り、実現に向けた条件整備に取り組むこととします。	【以下に修正】 谷保駅及び矢川駅の周辺は、都市計画マスタープランにおいて地域拠点として位置付けられていることから、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による基盤整備を検討するとともに、谷保駅南地域では踏切道の拡幅等による歩行・交通環境の整備など、矢川駅南地域ではJR南武線と道路との立体交差化等に伴う安全で快適な歩行・交通環境の整備などを進めます。 また、JR南武線の踏切対策については、南武線連続立体交差化事業の促進を図り、東京都、隣接市、鉄道事業者等の関係者と連携して鉄道と道路との立体交差化等に取り組みます。	・都市マス第2次改訂版との整合 ・南武線連立事業の促進	

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
2. 主要幹線道路・地域幹線道路整備の推進__地域幹線道路					
	P.16	修正	主要幹線道路を結び円滑な交通を処理するとともに、南部地域の骨格となる地域幹線道路については、地域の環境や景観、歩行者・自転車通行の安全性確保に配慮し、交通不便地域解消等の交通対策や市民生活の利便性向上を視野に財政状況等も勘案して計画的・継続的に道路整備を進めることを基本とします。	【以下に修正】 主要幹線道路を結び円滑な交通を処理するとともに、南部地域の骨格となる地域幹線道路については、地域の環境や景観、歩行者・自転車通行の安全性確保に配慮し、交通不便地域解消等の交通対策や市民生活の利便性向上を視野に財政状況等も勘案して計画的・継続的に道路整備を進めることを基本とします。 なお、都市計画道路3・4・1号線(甲州街道)については、片側一車線化による歩道拡幅を目指します。	都市マス第2次改訂版との整合
第3 良好な住環境の整備に関するまちづくり計画					
2. 安心・安全な歩行環境の整備の推進					
	P.17	修正	公共施設や地域の拠点等を結び、安心で安全な歩行導線として位置付けた道路の歩行空間の整備を推進します。	【以下に修正】 公共施設や地域の拠点等を結び道路において安心・安全な歩行環境の整備を推進します。 また、JR南武線と道路との立体交差化等により踏切事故や踏切遮断による交通渋滞を解消し、より安全で快適な歩行空間を整備します。	・都市マス第2次改訂版との整合 ・南武線連立事業の促進
道路整備計画図					
	P.21	修正		市道南第33号線の点線を実線に変更する	整備完了(平成29年度)
	P.21	修正		市道南第30号線の点線を一部実線に変更する	整備進捗
町名案					
	P.25	修正		町名地番実施地区を網掛けする	町名地番整理の進捗
第4章 計画の実現に向けて					
第1 3つの主な施策を進めるための手法の検討(地区別)					
1. 整備手法等の性格による区分__崖線南側地区					
	P.28	修正	土地区画整理事業の推進(城山南、下新田地区)	【以下に修正】 土地区画整理事業の推進(城山南、下新田地区) ※完了	事業完了(平成26年度城山南地区、27年度下新田地区)

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
第5章 まちづくり計画の事業概要と規模					
第1 市街地整備計画					
1. 矢川上整備地区(富士見台四丁目地区) __計画区域図					
P.30	訂正			矢川上土地区画整理事業区域の計画線を修正する	訂正
P.30	訂正			凡例に「未整備区域」を記載する	訂正
1. 矢川上整備地区(富士見台四丁目地区) __事業化に向けて					
P.31	修正	本地区を面的整備する場合は、既に整備が完了した区域(マンション建設地)を除くと、概ね50%以上が東京女子体育大学の学校施設であることから、学校運営に多大な影響を与えることが予想されます。 そのため、将来における市の財政負担や大学を含む関係市民の負担を最小限に考えた事業化が不可欠であり、本計画期間中は、JR南武線以南の都市計画道路3・3・15号線を施行する東京都関係部署と連携し、その方法等については、土地区画整理事業の見直しを視野に入れ、地区計画等の制度を活用したまちづくりの研究・検討を進めるものとします。	【以下に修正】 本地区は、既に整備が完了した区域(マンション建設地)を除くと大半が東京女子体育大学の敷地であることから、大学施設の配置等も考慮しながら整備手法を検討します。 また、将来における市の財政負担や大学を含む関係市民の負担を低減するため、土地区画整理事業の見直しや地区計画等の制度を活用したまちづくりを検討するとともに、計画区域内の都市計画道路3・3・15号線の整備については、計画区域外の同路線の施行主体である東京都と連携し、整備手法の検討を進めるものとします。	区画整理の見直し、地区計画制度の活用、都市計画道路の整備手法の見直しの推進	
2. 谷保駅南整備地区(崖線北側地区) __3. 事業規模					
P.32	訂正	「…谷保駅南区域に縮小すると3. 1haとなり…」	【以下に訂正】 「…谷保駅南区域に縮小すると3. 4haとなり…」		訂正
2. 谷保駅南整備地区(崖線北側地区) __事業化に向けて					
P.33	修正	このことを踏まえ、本計画期間中は、将来における市の財政負担や関係市民の負担を考慮するとともに、鉄道事業者との協議など事業化に向けた研究・検討を進めるものとします。	【以下に修正】 このことを踏まえ、本計画期間中は、将来における市の財政負担や関係市民の負担を考慮するとともに、地域との連携、鉄道事業者との協議など事業化に向けた研究・検討を進めるものとします。	事業化の検討	
3. 矢川駅南整備地区(崖線北側地区) __1. 計画区域					
P.33	修正	計画面積は、12. 4haです。	【以下に修正】 ①全体の計画面積は約12. 4haです。 ②矢川駅南周辺の縮小区域の計画面積は6. 5haです。	・地域におけるまちづくりの進捗 ・都市マス第2次改訂版との整合	

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
3. 矢川駅南整備地区(崖線北側地区) __計画区域図					
	P.33	修正		縮小区域を網掛けする	・地域におけるまちづくりの進捗 ・都市マス第2次改訂版との整合
3. 矢川駅南整備地区(崖線北側地区) __3. 事業規模					
	P.34	修正	この地区は、計画面積が12.4haと規模が大きく、矢川駅南周辺区域に縮小した計画見直しを行うことにより、事業化が現実的と判断します。	【以下に修正】 計画面積は全体で12.4ha、矢川駅南周辺の縮小区域で6.5haとなります。	・地域におけるまちづくりの進捗 ・都市マス第2次改訂版との整合
3. 矢川駅南整備地区(崖線北側地区) __事業化に向けて					
	P.34	修正	本地区の面的整備については、事業効果が期待できる反面、事業規模や地域住民の合意形成から考えると困難が予想されることから、さらに矢川駅南周辺のみ縮小した事業化が現実的と判断します。 このことを踏まえ、本計画期間中は、南武線立体交差化事業の進捗も踏まえ、将来における市の財政負担や関係市民の負担を考慮するとともに、鉄道事業者との協議など事業化に向けた研究・検討を進めるものとします。	【以下に修正】 本地区の面的整備については、全体区域では事業規模や地域住民の合意形成から考えると困難が予想されることから、地権者によるまちづくりの勉強会なども行われている矢川駅南周辺の縮小区域における事業化を検討します。 今後進展するJR南武線連続立体交差事業や都市計画道路3・3・15号線整備事業と連携しながら、地域住民や関係団体と協議・検討を行い、事業実施に向けた取り組みを進めるものとします。	・地域におけるまちづくりの進捗 ・都市マス第2次改訂版との整合 ・南武線連立事業の促進
5. 城山南土地地区画整理事業と下新田土地地区画整理事業(実施中)					
	P.36	修正	5. 城山南土地地区画整理事業と下新田土地地区画整理事業(実施中)	【以下に修正】 5. 城山南土地地区画整理事業と下新田土地地区画整理事業 ※完了	事業完了(平成26年度城山南地区、27年度下新田地区)

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
第2 道路整備計画					
1. 都市計画道路整備事業					
	P.38	修正	<p>東京都・28市町による多摩地域における都市計画道路の整備方針の第三次事業化計画の中で、市施行予定の優先整備路線を南部地域内では、都市計画道路3・4・3号線、同3・4・14号線、同3・3・15号線の矢川上土地区画整理区域部分としています。なお、都市計画道路3・4・3号線のうち東側及び同3・3・15号線については、土地区画整理事業による面的整備を想定し、この事業による条件整備から除外しています。</p> <p>1. 事業概要</p> <p>① 都市計画道路3・4・3号線の計画幅員は18m～25mで、土地区画整理事業による面的整備部分を除いて、総延長253mです。</p> <p>② 都市計画道路3・4・14号線の計画幅員は16m、総延長は519mです。</p> <p>※なお、都市計画道路3・4・3号線の城山から都市計画道路3・3・15号線までの間(下図桃色点線部分)については、貴重な自然景観を形成する歴史環境地域に指定されている城山公園や崖線を縦断するため、周辺環境に与える影響等を考慮し、今後の周辺道路ネットワークの状況により見直しについて検討します。</p>	<p>【以下に修正】</p> <p>東京都・特別区・26市2町による東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)では、南部地域での市施行予定の優先整備路線を都市計画道路3・4・3号線、3・4・14号線、3・3・15号線の矢川上土地区画整理区域部分としています。</p> <p>1.事業概要</p> <p>①都市計画道路3・4・3号線のうち3・4・14号線以西の1,070mについては、将来都市計画道路ネットワークの検証を行った結果、必要性を確認できなかったことから計画廃止を含め検討を行い、計画の方向性を決めた後に必要な都市計画の手続きを進めていきます。</p> <p>②都市計画道路3・4・3号線のうち3・4・14号線交差部から日野バイパスまでの計画幅員は18mで、土地区画整理事業による面的整備部分を除いて総延長は253mです。</p> <p>③都市計画道路3・4・14号線の計画幅員は16m、総延長は519mです。3・4・3号線の計画変更が生じた場合には必要な都市計画手続きを進めていきます。</p>	<p>・関連計画の更新</p> <p>・都市マス第2次改訂版との整合</p>
2. 都市計画道路以外の道路整備事業_1. 事業概要/4. 事業規模					
	P.40・43	修正	③市道南第33号線	<p>【以下に修正】</p> <p>③市道南第33号線 ※完了</p>	整備完了(平成29年度)
2. 都市計画道路以外の道路整備事業					
	P.43	新規		<p>【以下を追記】</p> <p>5. 狭あい道路整備方針</p> <p>南部地域における計画幅員4m以上道路の整備を計画的に進めるため、平成29年度に「南部地域狭あい道路整備方針」を策定しました。</p> <p>この方針に基づき対象路線の整備を進めるとともに、地権者からの用地寄付等にかかる諸費用に関し、要綱に基づく市の支援制度を推進します。</p>	狭あい道路整備方針策定(平成29年度)

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
第3 水と緑の整備計画					
3. 緑の創出及び向上(都市公園整備事業) __ 矢川上公園整備事業 __ 計画区域図					
	P.45	訂正		矢川上土地区画整理事業区域の計画線を修正する	訂正
	P.45	訂正		凡例に「未整備区域」を記載する	訂正
第4 魅力あるまちづくりの推進計画					
4. 農地の保全と生産緑地への追加指定					
	P.48	修正	なお、第3章の総合的な土地利用形態(農地と調和した低層住宅地)の誘導実現に向け、平成23年8月に東京都が創設した『農の風景育成地区制度』等の現行制度の活用に向けた検討を進めます。	【以下に修正】 平成27年の都市農業振興基本法の施行以来、都市における農地の重要性が見直されることになり、各種の農地保全に関する制度の活用を推進することで、第3章の総合的な土地利用形態(農地と調和した低層住宅地)における農地と低層住宅地の調和を誘導していきます。	制度の見直し
第6章 10年間の優先整備計画					
第1 市街地整備計画					
1. 土地区画整理事業の推進					
	P.49	修正	1. 土地区画整理事業の推進	【以下に修正】 1. 土地区画整理事業の推進 ※完了	事業完了(平成26年度城山南地区、27年度下新田地区)
第2 道路整備計画					
1. 都市計画道路整備事業					
	P.50	修正	東京都・28市町の第三次事業化計画で優先的に整備すべき路線として、南部地域では以下の路線が選定されています。	【以下に修正】 東京都・特別区・26市2町による東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)で優先的に整備すべき路線として、南部地域では以下の路線が選定されています。	関連計画の更新
2. 都市計画道路以外の道路整備事業					
	P.51	修正	③市道南第33号線	【以下に修正】 ③市道南第33号線 ※完了	整備完了(平成29年度)

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
第3 水と緑の整備計画					
3. 農地及び水路の保全					
	P.52	修正	農地を保全することへの社会的要請に答えていくことは、三大都市圏の市街化区域農地が原則として宅地化されるべきとの都市計画上の位置付けなどにより大変困難な状況にあると言えます。このことに対して、市では『国立市第2次農業振興計画』に基づき、農のあるまちづくりの実現と農業者の生業とした持続可能な農業に向け、さまざまな農業振興策に取り組んできました。今後も残された貴重な農地及び水路が未長く保全され、宅地と共生できるような取組が必要不可欠です。ここに農業と農地を守ることを今後の南部地域のまちづくりにおける重要な課題の一つとして位置付けるとともに、あらためて、そのための誘導策、実効的な取組について別途組織を立ち上げて検討をしてまいります。	【以下に修正】 都市農地の保全にあつては、平成27年の都市農業振興基本法の施行以来、各種の農地保全に関する制度の創設、見直しが進められ、都市における農地の重要性が見直され、都市農地の保全が求められています。 このことに対して、市では『国立市第3次農業振興計画』に基づき、農のあるまちづくりの実現と農業者の生業とした持続可能な農業に向け、さまざまな農業振興策に取り組んでいます。今後も残された貴重な農地及び水路が未長く保全され、宅地と共生できるような取組が必要不可欠です。ここに農業と農地を守ることを今後の南部地域のまちづくりにおける重要な課題の一つとして位置付けるとともに、あらためて、そのための誘導策、実効的な取組を進めます。	・制度の見直し ・関連計画の更新
第4 下水道整備計画					
2. 老朽化対策					
	P.53	修正	特に、下水道施設の国立市南部中継ポンプ場については、平成24(2012)年度に『国立市南部中継ポンプ場の長寿命化基本計画』を策定し、平成25(2013)年度には実施計画を策定して下水道施設の長寿命化を進めています。 また、下水道施設(管きよ)については、平成27(2015)年度から調査を行い、平成28(2016)年度から長寿命化の実施計画に取り組めます。	【以下に修正】 特に、下水道施設の国立市南部中継ポンプ場については、平成24(2012)年度に『国立市南部中継ポンプ場長寿命化計画』を策定し、下水道施設の長寿命化を進めています。 また、管路施設については、平成29(2017)年度に国立市公共下水道ストックマネジメント基本計画を策定し、調査や施設の改築に取り組めます。	・関連計画の更新 ・事業の進捗
3. 浸水対策					
	P.53	訂正	「…雨水施設整備率は市内全域で約56%に留まっており…」	【以下に訂正】 「…雨水施設整備率は市内全域で約52%に留まっており…」	訂正

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
第5 町名地番整理					
	P.53	修正	<p>南部地域の町名地番は、小字地域の飛地があること、地番が順序良く符号されていないこと、地番が1番から9000番台まであり入り乱れており非常に分かりにくく、この混乱を避けるため字名と地番を分かりやすく整理し、行政、交通、通信等の日常生活の不便を解消するため、平成2年3月の国立市町名整理審議会からの答申に基づき策定した「国立市町界町名に関する基本方針」により町名地番整理を実施します。</p> <p>この基本方針に沿って、平成26年度には、土地区画整理事業の進捗に合わせて、城山南周辺地区に泉五丁目を新設する町名地番整理を6月に実施し、下新田周辺地区に谷保六丁目を新設する町名地番整理を実施中です。</p> <p>また、平成27年度以降は、町名地番未整備地区の中から区画整理事業が実施済みで周辺地区の町名地番整理が未実施となっている谷保七丁目地区、青柳二丁目、一部実施済の青柳三丁目、泉三丁目の各未実施地区の町名地番整理を実施します。なお、谷保地区、青柳地区、矢川地区の未実施地区について、計画的に順次実施します。</p>	<p>【以下に修正】 南部地域の町名地番は、小字地域の飛地があること、地番が順序良く符号されていないこと、地番が1番から9000番台まであり入り乱れており非常に分かりにくいことなどから、字名と地番を分かりやすく整理し、行政、交通、通信等の日常生活の不便を解消するため、平成2年3月に国立市町名整理審議会からの答申を受けて「国立市町界町名に関する基本方針」を策定しました。</p> <p>この基本方針に基づき、町名地番整理を計画的に順次実施します。</p>	町名地番整理の進捗
10年間の優先整備計画図					
	P.55	変更		「10年間の優先整備計画進捗図」に変更する	事業の進捗
雨水排水整備計画図					
	P.59	修正		整備済み箇所を網掛けする	事業の進捗